

他人所有に係る建物を寄宿舍として使用 することに関する添付書

1. 賃貸契約の当事者

所有者 株式会社 工務店

借用者 株式会社 建設

2. 賃貸期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3. 修繕、改築または増築の権限を有する者

株式会社 工務店

但し、日常の補修（1件 万円以下 の場合に限る）については、株式会社 建設は
株式会社 工務店 に連絡の上補修を行います。

4. 修繕、改築または増築の費用を負担する者

株式会社 工務店

但し、3. の但書の場合については 株式会社 建設 が負担する。

5. その他、特に定めない事項については、双方が誠実に話し合いの上決めることと します。